

議案第61号

つくばみらい市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

つくばみらい市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例（平成18年つくばみらい市条例第127号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第2号中「48,900人」を「52,000人」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後のつくばみらい市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の規定は、令和4年10月25日から適用する。

令和4年11月25日提出

つくばみらい市長 小 田 川 浩 

提案理由

水道事業認可変更に伴い、条例内の給水人口を認可変更後の給水人口とするため、条例の一部を改正するものです。

つくばみらい市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例(平成18年つくばみらい市条例第127号)新旧対照表

改正案	現行
<p>(経営の基本)</p> <p>第2条 上下水道事業は、常に企業の経済性を発揮するとともに、公共の福祉を増進するように運営されなければならない。</p> <p>2 水道事業の給水区域、給水人口及び1日最大給水量は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 給水人口 <u>52,000人</u></p> <p>(3) (略)</p> <p>3・4 (略)</p>	<p>(経営の基本)</p> <p>第2条 上下水道事業は、常に企業の経済性を発揮するとともに、公共の福祉を増進するように運営されなければならない。</p> <p>2 水道事業の給水区域、給水人口及び1日最大給水量は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 給水人口 <u>48,900人</u></p> <p>(3) (略)</p> <p>3・4 (略)</p>